

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入館の手続)</p> <p>第4条 白樺文学館に入館しようとする者 <u>(中学生以下の者を除く。)</u> は、条例第7条第1項に規定する入館料 <u>又は3館共通入館料</u> を納入し、入場券の交付を受けなければならない。</p>	<p>(入館の手続)</p> <p>第4条 白樺文学館に入館しようとする者は、条例第7条第1項に規定する入館料を納入し、入場券の交付を受けなければならない。</p>
<p>(入館料の免除)</p> <p>第5条 条例第7条第2項に規定する入館料の免除は、<u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。次項において同じ。）が入館する場合その他教育委員会が公益上必要があると認める場合に行うものとする。</u></p>	<p>(入館料の免除)</p> <p>第5条 条例第7条第2項に規定する入館料の免除は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>(1) <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者が入館するとき。</u></p> <p>(2) <u>小学校及び中学校の児童及び生徒が、学校行事として入館するとき。</u></p>

<p>2 入館料の免除を受けようとする者は、あらかじめ我孫子市白樺文学館入館料免除申請書（様式第1号）により、教育委員会に申請しなければならない。<u>ただし、障害者については、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(3) <u>前各号に定めるもののほか、教育委員会が公益上必要と認めるとき。</u></p> <p>2 入館料の免除を受けようとする者は、<u>前項第1号に規定する場合を除き</u>、あらかじめ我孫子市白樺文学館入館料免除申請書（様式第1号）により、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>3 略</p>
--	---

附 則

この規則は、平成26年4月26日から施行する。